

第1回建設小委員会 次第

日 時： 平成15年9月18日(木) 午前9時30分から
会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 建設小委員会委員長及び副委員長の選出について (資料1)
- 4 議題
 - (1)報告事項
 - 報告建設第1号 建設小委員会の役割について (資料2)
 - 報告建設第2号 建設小委員会のスケジュールについて (資料3)
 - (2)合併協定項目について
 - 上・下水道事業について (資料4)
- 5 その他
 - ・建設小委員会の日程について (資料5)
- 6 閉会

委員長及び副委員長の選出について

建設小委員会の委員長及び副委員長の選出は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により定める。

委員長 _____

副委員長 _____

委員区分	職または選出市町	氏 名	備考
2号委員	一宮市議会議員	梶田 信三	
	尾西市議会議員	時田 晴彦	
	木曾川町議会議員	川合 正高	
3号委員	一宮市	栃倉 勲	
		大島 千恵子	
	尾西市	宮田 肇	
		中島 路可	
	木曾川町	五藤 久佳	
		杉本 尚美	

【参考】

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程（抜粋）

（役員）

第4条 各小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、小委員会委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

建設小委員会の役割について

建設小委員会の担任する事項

- (1) 一部事務組合等の取扱いに関する事項(協定項目14)
- (2) 使用料、手数料等の取扱いに関する事項(協定項目15)
- (3) 公共的団体等の取扱いに関する事項(協定項目16)
- (4) 補助金、交付金等の取扱いに関する事項(協定項目17)
- (5) 窓口業務に関する事項(協定項目23-8)
- (6) 建設関係事業に関する事項(協定項目23-22)
- (7) 上・下水道事業に関する事項(協定項目23-23)
- (8) その他事業に関する事項(協定項目23-29)
- (9) その他(協定項目24)

【参考】一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第12条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会(以下「協議会」という。)の付託により、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとする。

(組織及び名称)

第3条 小委員会は、次の各号のいずれかに該当する者により組織する。

- (1) 協議会の会長(以下「会長」という。)
- (2) 協議会の副会長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の委員のうちから会長が選任した者

2 小委員会の名称及び定数は、別表のとおりとする。

別表(第3条関係)

名 称	定 数
新市建設計画作成等小委員会	14名以内
総務文教小委員会	9名以内
厚生小委員会	9名以内
経済環境小委員会	9名以内
建設小委員会	9名以内

合併協定項目及び小委員会への付託

		該当小委員会				
1	合併の方式	新市				
2	合併の期日	新市				
3	新市の名称	新市				
4	新市の事務所の位置	新市				
5	財産の取扱い	新市				
6	地域審議会の取扱い	新市				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			経済		
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務	経済	建設	
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
23-01	女性政策事業		総務			
23-02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
23-03	電算システム事業		総務			
23-04	広報広聴関係事業		総務			
23-05	納税関係事業		総務			
23-06	消防防災関係事業		総務			
23-07	交通関係事業		総務			
23-08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
23-09	保健衛生事業			厚生		
23-10	障害者福祉事業			厚生		
23-11	高齢者福祉事業			厚生		
23-12	児童福祉事業			厚生		
23-13	保育事業			厚生		
23-14	生活保護事業			厚生		
23-15	その他の福祉事業			厚生		
23-16	健康づくり事業			厚生		
23-17	ごみ収集運搬業務事業				経済	
23-18	環境対策事業				経済	
23-19	農林水産関係事業				経済	
23-20	商工・観光関係事業				経済	
23-21	勤労者・消費者関連事業				経済	
23-22	建設関係事業					建設
23-23	上・下水道事業					建設
23-24	市(町)立学校の通学区域		総務			
23-25	学校教育事業		総務			
23-26	文化振興事業		総務			
23-27	コミュニティ施策		総務			
23-28	社会教育事業		総務			
23-29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	その他		総務	厚生	経済	建設
25	新市建設計画に係る事項	新市				

建設小委員会付託協定項目について

1 4 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法第284条）については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて他の構成団体と協議する必要がある。

なお、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となる。

1 5 使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議する。

なお、使用料、手数料等については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければならない。

1 6 公共的団体等の取扱い

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから（合併特例法第16条第8項）、その取扱いについて協議する。

1 7 補助金、交付金等の取扱い

合併関係市町村が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整をする。

2 3 - 8 窓口業務

窓口業務については、住民サービスの向上を観点に、例えば各支所・出張所ごとの総合窓口の設置、ワンストップ・サービスの実施、申請手続の簡素化等を行うことが適当である。

2 3 - 2 2 建設関係事業

道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めることが適当である。また、住宅事業についても、住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めることが適当である。このほか、都市計画事業と河川事業については、引き続き推進を図るべきである。

2 3 - 2 3 上・下水道事業

上・下水道事業については、その地域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、助成制度等の調整や、給水（処理）区域、事業会計、基金等の調整に関し規定する例が多い。

2 3 - 2 9 その他事業

独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整する。同一又は類似する事務事業については、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めることが適当である。

2 4 その他

合併後の経済社会情勢の変化等により、協定項目の内容の実施に支障が生じたときは、住民の意見を聴いて見直しを行うものとするのが適当である。

		4月			5月			6月			7月			8月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
合併協議会																
		未 定														
建設小委員会																

協 定 項 目	合併協議会															
	建設小委員会															
	一部事務組合等の取扱い															
	使用料、手数料等の取扱い															
	公共的団体等の取扱い															
	補助金、交付金等の取扱い															
	窓口業務															
	建設関係事業															
	上・下水道事業															
	その他事業															
その他																

上・下水道事業について

水道事業

1. 水道料金について(具体的な料金設定については別添)

(1) 2市1町比較

- 一宮市が用途別、尾西市・木曽川町が口径別の料金体系を採用していることがもっとも大きな違いである。

用途別料金：主として使う水の用途や使用実態、負担能力によって基本料金を区分したり、従量料金を変えたりするもの

口径別料金：水道施設が最大需要量に備えてつくられ、しかも、使用者が一度に使える水の量は、設置してある水道メーターの口径の大きさによって左右されることから、メーター口径の大きさによって水道施設の準備に係る原価の一定額を基本料金として区分したり、従量料金を変えたりするもの。近年の傾向は、口径別料金を採用するところが増加。

	一宮市	尾西市	木曽川町
料金体系	用途別逓増従量料金制	口径別逓増従量料金制	口径別逓増従量料金制
料金制度 (二部料金制)	(基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05 (円未満切捨)	(基本料金 + 使用料金 + メーター使用料) × 1.05 (円未満切捨)	・(基本料金 + 従量料金 + メーター使用料) = A ・ A × 0.05 = B (10円未満切捨) A + B = 水道料金
口径13mm(家事用) により20 /月使用 した場合	(520円 + 101円 × 10 + 60円) × 1.05 = 1,669円 (円未満切捨)	(450円 + 50円 × 10 + 95円 × 10 + 60円) × 1.05 = 2,058円 (円未満切捨)	420円 + 65円 × 20 + 40円 = 1,760円 1,760円 × 0.05 = 88円 (10円未満切捨) 1,760円 + 80円 = 1,840 円
水道料金検針	隔月検針	隔月検針	毎月検針
水道料金徴収	隔月徴収	隔月徴収	毎月徴収
水源別構成比率 (平成14年度実績)	河川水(県水) 16.5% 地下水 83.5%	河川水(県水) 27.9% 地下水 72.1%	河川水(県水) 71.7% 地下水 28.3%
会計の制度	企業会計	企業会計	企業会計

二部料金制：実使用水量とは無関係な一定額の定額料金(基本料金)と、使用水量に応じた従量料金との二つの部分から構成される料金制度である。

(2) 加入金について

水道施設の拡張や改良に充てる財源として新規給水申込者から徴収するもの。

2. 料金改定について

(1) 基本的考え方

- ・ 水道事業は、水道料金を基本財源に独立採算制により経営されている。(公営企業)
- ・ それは、事業者が経営に係る費用を外部からの補助を受けず、すべて自らの収入で賄い経営活動を行っていくもので、独立採算制のもとでは、水道事業に赤字が生じた場合、もしくは適正な水準の利益が確保し得ない場合には、料金の引き上げが必要となってくる。
- ・ この場合においては、水道料金はサービスの提供に必要な原価を補うだけの収入が得られるような水準を元に決められることになる。

水道料金は次の原則に従って定められなければならないとされている。(水道法第14条)

料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当ものであること。

料金が、定率または定額をもって明確に定められていること。

(2) 料金改定の経緯

一宮市	尾西市	木曽川町
↓	S55.1.1	S55.10.1
S57.6.1	↓	↓
↓	S57.11.1	S58.4.1
↓	↓	↓
H1.4.1	↓	↓
↓	↓	↓
H8.6.1	H14.4.1	↓
↓		↓

3. 今後検討すべき課題

水道料金・加入金の調整

- ・ 料金体系の調整
- ・ 料金制度の調整

各種手数料の調整

会計の統合

- ・ 2市1町とも企業会計であるため、企業会計同志の一本化が必要

下水道事業

1. 下水道使用料について

(1) 2市1町比較

	一宮市	尾西市	木曽川町
料金体系	用途別逦増従量料金制	逦増従量料金制	用途別逦増従量料金制
料金制度 (二部料金制)	(基本使用料 + 超過使用料) × 1.05 (円未満切捨)	(基本使用料 + 超過使用料) × 1.05 (円未満切捨)	(基本使用料 + 超過使用料) × 1.05 (10円未満切捨)
家事用により20 / 月使用した場合	(520円 + 88円 × 10) × 1.05 = 1,470円 (円未満切捨)	(1,000円 + 120円 × 10) × 1.05 = 2,310 円 (円未満切捨)	(1,100円 + 110円 × 10) × 1.05 = 2,310円 (10円未満切捨)
下水道使用量検針	隔月検針	隔月検針	毎月検針
下水道使用料	隔月徴収	隔月徴収	毎月徴収
会計の制度	企業会計	特別会計	特別会計
供用開始	S35.11.1	H16.4.1	H16.4.1
普及率(H14.3.31)	33.1%	-	-

(2) 受益者負担金について

公共下水道が整備されることにより、その利益を受ける地域の土地所有者等が受益者として建設費の一部を負担するもの。

一宮市・木曽川町 : 下水道整備区域内の土地所有者、権利者等

尾西市 : 下水道整備区域内の土地所有者、権利者等で下水道を使用する者

2. 使用料改定について

(1) 基本的考え方

- ・ 下水道事業についても、水道事業と同様に独立採算制を適用しているため、下水道事業に赤字が生じるなどの場合は、使用料の引き上げが必要となってくる。
- ・ この場合においても、下水道使用料はサービスの提供に必要な原価を補うだけの収入が得られるような水準を元に決められることになる。
- ・ なお、「雨水 = 公費」、「汚水 = 私費」という考え方に基づき、主に汚水処理に係る経費については、使用料対象経費を算出し、「汚水 = 私費」の原則から、下水道使用料として利用者が負担することが適当とされる。
- ・ 雨水については、一般会計による負担によって賄うものとされている。

下水道使用料は次の原則によって定められなければならないとされている。(下水道法第20条)

下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること

能率的な管理の下における適正な原価を超えないもの

定率または定額をもって明確に定められていること。

特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものではないこと。

(2) 料金改定時期

一宮市	尾西市	木曽川町
↓ S57.8.1 ↓ H4.4.1 ↓ H8.6.1 ↓	(未供用)	(未供用)

3 . 今後検討すべき課題

下水道使用料・受益者負担金の調整

- ・ 料金体系の調整
- ・ 料金制度の調整

各種手数料の調整

会計の統合

- ・ 一宮市が企業会計、尾西市・木曽川町が特別会計であり、異なる性格の会計の統合が必要。

(参考)

下水道の種類

公営企業、特別会計で 実施されているもの	下水道法上の下水道	公共下水道(広義) 流域下水道
	上記以外のもの	農業集落排水等
一般会計等で実施 されているもの	下水道法上の下水道	都市下水路
	上記以外のもの	合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント

水道事業会計

収益的収支の状況

一 宮 市

(単位：千円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
総 収 益	3,763,022	3,733,456	3,721,603	3,673,235	3,638,475
内料金収入	3,517,955	3,520,502	3,491,895	3,504,158	3,515,551
内繰入金	20,589	13,166	12,017	13,430	13,699
総 費 用	3,495,092	3,656,161	3,687,944	3,749,524	3,834,375
当年度純損益	267,930	77,295	33,659	76,289	195,900
前年度繰越利益剰余金	43,217	212,713	286,009	317,667	241,378
当年度未処分利益剰余金	224,713	290,008	319,668	241,378	45,478

尾 西 市

(単位：千円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
総 収 益	868,055	886,211	968,785	871,787	828,446
内料金収入	687,510	686,204	686,818	692,805	681,045
内繰入金	13,225	10,532	10,673	20,676	19,559
総 費 用	869,037	909,878	958,155	958,749	913,341
当年度純損益	982	23,667	10,630	86,962	84,895
前年度繰越利益剰余金	250,677	249,696	226,029	235,596	148,635
当年度未処分利益剰余金	249,695	226,029	236,659	148,634	63,740

木曾川町

(単位：千円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
総 収 益	419,269	426,944	443,276	450,835	455,176
内料金収入	370,033	379,136	391,955	400,515	406,307
内繰入金	46,780	45,531	49,587	48,806	47,277
総 費 用	414,311	416,063	429,256	449,120	461,163
当年度純損益	4,958	10,881	14,020	1,715	5,987
前年度繰越利益剰余金	124,651	128,609	138,490	151,510	153,025
当年度未処分利益剰余金	129,609	139,490	152,510	153,225	147,038

下水道事業会計

収益的収支の状況

一 宮 市

(単位：千円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
総 収 益	4,099,925	4,152,455	4,174,080	4,246,796	4,493,641
内使用料収入	1,219,580	1,143,812	1,095,645	1,051,922	1,012,680
総 費 用	3,923,207	4,079,149	4,240,987	4,429,944	4,512,090
当年度純損益	176,718	73,306	66,907	183,148	18,449
前年度繰越利益剰余金	16,513	184,231	253,537	186,630	3,482
当年度未処分利益剰余金	193,231	257,537	186,630	3,482	14,967

他会計補助金の状況

(単位：千円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
他会計補助金	1,341,891	1,452,172	1,417,384	1,435,929	1,736,423

水道料金 (上水道)		地方公営企業における、水道事業の健全な運営を確保するため、その運営に必要となる経費を給水契約者に負担していただく 目的で徴収する料金。															
料金体系(消費税は除く。1か月あたり)																	
一宮市					尾西市					木曽川町							
用途	基本料金		超過料金		口径 区分 (mm)	基本 料金 (円)	使用料金(円/)					口径 区分 (mm)	基本 料金 (円)	従量料金(円/)			
	水量	金額(円)	水量	金額(円/)			10 以下	11~ 20	21~ 30	31~ 50	51 以上			20 以下	21~ 50	51~ 100	101 以上
					13	450						13	420				
家事用	10 以下	520	11~25	101	20	1,060						20	1,860				
			26 以上	183	25	1,650						25	3,300				
業務用	10 以下	520	11~25	101	40	4,230	50	95	120	145	180	30	5,400	65	110	160	180
			26 以上	275	50	6,610						40	11,300				
公衆浴場	100 以下	3,300	101 以上	120	75	14,860						50	20,300				
(注)用途別の適用基準については、市長が別に定める。					100	26,450						75	40,000				
					公衆浴場	口径区分による			65		80	100	72,000				

メーター使用料	給水量は市町村が貸与したメーターにより計量するため、その対価として徴収するもの。				
料金体系（消費税は除く。1か月あたり）					
一宮市		尾西市		木曾川町	
口径 区分 (mm)	金額(円)	口径 区分 (mm)	金額(円)	口径 区分 (mm)	金額(円)
13	60	13	60	13	40
20	110	20	90	20	80
25	120	25	100	25	90
30	180	40	160	30	150
40	210	50	640	40	450
50	1,040	75	830	50	660
75	1,350	100	1,040	75	950
100	1,720			100	1,200

加入金	水道施設の拡張や改良に充てる財源として新規給水申込者から徴収するもの。				
一宮市		尾西市		木曽川町	
口径 区分 (mm)	金額(円)	口径 区分 (mm)	金額(円)	口径 区分 (mm)	金額(円)
13	78,750	13	73,500	13	63,000
20	168,000	20	178,500	20	147,000
25	273,000	25	262,500	25	231,000
30	441,000	40	703,500	30	336,000
40	840,000	50	1,102,500	40	598,500
50	1,386,000	75	2,499,000	50	934,500
75	3,832,500	100	市長が別に定める。	75	2,100,000
100	7,675,500			100	3,780,000

受益者負担金	公共下水道が整備されることにより、その利益を受ける地域の土地所有者等に受益者として建設費の一部を負担していただくもの。					
料金体系						
	一宮市	尾西市		木曽川町		
負担金の額	単位数額（円/m ² ）×土地の面積 単位数額（円/m ² ）= 140円～190円 負担区毎に相違	住宅、店舗、事業所等（集合住宅以外のもの）		単位数額（円/m ² ）×土地の面積 単位数額（円/m ² ）= 400円 負担区毎に相違		
		平成19年3月31日まで			平成19年4月1日以降	
		165㎡以下	8万円		165㎡以下	10万円
		165㎡超330㎡以下	10万円		165㎡超330㎡以下	12万円
		330㎡超3,000㎡以下	12万円		330㎡超3,000㎡以下	14万円
		3,000㎡超5,000㎡以下	20万円		3,000㎡超5,000㎡以下	20万円
		5,000㎡超	30万円		5,000㎡超	30万円
		集合住宅（アパート、マンション等）				
		平成19年3月31日まで			平成19年4月1日以降	
2万円×戸数		2万5千円×戸数				
但し最低金額10万円とする。		但し最低金額12万円とする。				
徴収回数	12回払い（年度4期：3年） 一括納付も可能	一括納付のみ		12回払い（年度4期：3年） 一括納付も可能		
前納報奨金制度	納期前に納付した受益者に対し、 納期前の納期数に応じて、前納 報奨金を交付する。 交付率4%～12%	無		納期前に納付した受益者に対し、 納期前の納期数に応じて、前納 報奨金を交付する。 交付率10%		
徴収猶予・減免	一定条件で実施 猶予期間：条件により相違 減免率：条件により25%～100%	無		一定条件で実施 猶予期間：条件により相違 減免率：条件により25%～100%		

料金体系			
	一宮市	尾西市	木曽川町
給水装置工事の設計審査手数料 給水装置の工事に係る設計が構造及び材質基準に適合しているか審査するための手数料。	4,200円 / 件	設計手数料：設計額の3/100	口径25mmまでのもの500円 / 件 口径25mmを超えるもの1,000円 / 件
給水装置工事の分岐監理手数料 配水管から給水管を分岐する工事を監理するための手数料。	4,200円 / 件	工事監督費：工事費の3 / 100	工事検査手数料 口径25mmまでのもの500円 / 件 口径25mmを超えるもの1,000円 / 件
給水装置工事事業者の指定手数料 給水装置（給水管、給水用具）の工事（新設、修繕等）を行うためには事業者として指定を受けなければならない。指定を受ける際に支払う手数料。	10,000円 / 件	10,000円 / 件	5,000円 / 件
排水設備工事の設計審査手数料 設置義務者が施工する排水設備の新設等に係る設計が技術指針に適合しているか審査するための手数料。	1,050円 / 件	無料	無料
取付管工事の取付監理手数料 設置義務者が施工する取付管工事を監理するための手数料。	8,400円 / 件 (基準内は無料)	無料	無料
排水設備指定工事店の指定手数料 排水設備工事（新設、修繕等）を行うためには事業者として指定を受けなければならない。指定を受ける際に支払う手数料。	10,000円 / 件	10,000円 / 件	10,000円 / 件
排水設備責任技術者証登録手数料 排水設備指定工事店の指定を受ける基準の1つに「責任技術者が1名以上専属している。」という規定があり、登録制度となっている。その登録時に支払う手数料。	525円 / 人	2,000円 / 人	2,000円 / 人

水道料金（水道料金＋メーター使用料）及び下水道使用料 2市1町比較表

（1ヶ月分）（単位：円）

水量 (m ³)	一宮市			尾西市			木曾川町		
	水道料計	使用料	合計	水道料計	使用料	合計	水道料計	使用料	合計
1	609	546	1,155	588	1,050	1,638	545	1,150	1,695
2			1,155	640		1,690	610		1,760
3			1,155	693		1,743	685		1,835
4			1,155	745		1,795	750		1,900
5			1,155	798		1,848	815		1,965
6			1,155	850		1,900	890		2,040
7			1,155	903		1,953	955		2,105
8			1,155	955		2,005	1,020		2,170
9			1,155	1,008		2,058	1,095		2,245
10			1,155	1,060		2,110	1,160		2,310
11	715	638	1,353	1,160	1,176	2,336	1,225	1,270	2,495
12	821	730	1,551	1,260	1,302	2,562	1,300	1,380	2,680
13	927	823	1,750	1,359	1,428	2,787	1,365	1,500	2,865
14	1,033	915	1,948	1,459	1,554	3,013	1,430	1,610	3,040
15	1,139	1,008	2,147	1,559	1,680	3,239	1,505	1,730	3,235
16	1,245	1,100	2,345	1,659	1,806	3,465	1,570	1,840	3,410
17	1,351	1,192	2,543	1,758	1,932	3,690	1,635	1,960	3,595
18	1,457	1,285	2,742	1,858	2,058	3,916	1,710	2,070	3,780
19	1,563	1,377	2,940	1,958	2,184	4,142	1,775	2,190	3,965
20	1,669	1,470	3,139	2,058	2,310	4,368	1,840	2,310	4,150
21	1,775	1,562	3,337	2,184	2,457	4,641	1,960	2,440	4,400
22	1,881	1,654	3,535	2,310	2,604	4,914	2,070	2,580	4,650
23	1,987	1,747	3,734	2,436	2,751	5,187	2,190	2,710	4,900
24	2,093	1,839	3,932	2,562	2,898	5,460	2,310	2,850	5,160
25	2,199	1,932	4,131	2,688	3,045	5,733	2,420	2,990	5,410
26	2,391	2,033	4,424	2,814	3,192	6,006	2,540	3,120	5,660
27	2,584	2,135	4,719	2,940	3,339	6,279	2,650	3,260	5,910
28	2,776	2,237	5,013	3,066	3,486	6,552	2,770	3,400	6,170
29	2,968	2,339	5,307	3,192	3,633	6,825	2,880	3,530	6,410
30	3,160	2,441	5,601	3,318	3,780	7,098	3,000	3,670	6,670
31	3,352	2,543	5,895	3,470	3,948	7,418	3,110	3,810	6,920
32	3,544	2,644	6,188	3,622	4,116	7,738	3,230	3,940	7,170
33	3,736	2,746	6,482	3,774	4,284	8,058	3,340	4,080	7,420
34	3,929	2,848	6,777	3,927	4,452	8,379	3,460	4,220	7,680
35	4,121	2,950	7,071	4,079	4,620	8,699	3,580	4,350	7,930
36	4,313	3,052	7,365	4,231	4,788	9,019	3,690	4,490	8,180
37	4,505	3,154	7,659	4,383	4,956	9,339	3,810	4,630	8,440
38	4,697	3,256	7,953	4,536	5,124	9,660	3,920	4,760	8,680
39	4,889	3,357	8,246	4,688	5,292	9,980	4,040	4,900	8,940
40	5,082	3,459	8,541	4,840	5,460	10,300	4,150	5,040	9,190
41	5,274	3,561	8,835	4,992	5,628	10,620	4,270	5,170	9,440
42	5,466	3,663	9,129	5,145	5,796	10,941	4,380	5,310	9,690
43	5,658	3,765	9,423	5,297	5,964	11,261	4,500	5,440	9,940
44	5,850	3,867	9,717	5,449	6,132	11,581	4,620	5,580	10,200
45	6,042	3,969	10,011	5,601	6,300	11,901	4,730	5,720	10,450
46	6,234	4,070	10,304	5,754	6,468	12,222	4,850	5,850	10,700
47	6,427	4,172	10,599	5,906	6,636	12,542	4,960	5,990	10,950
48	6,619	4,274	10,893	6,058	6,804	12,862	5,080	6,130	11,210
49	6,811	4,376	11,187	6,210	6,972	13,182	5,190	6,260	11,450
50	7,003	4,478	11,481	6,363	7,140	13,503	5,310	6,400	11,710
51	7,195	4,580	11,775	6,522	7,329	13,881	5,480	6,570	12,050
52	7,378	4,681	12,059	6,741	7,518	14,259	5,640	6,740	12,380
53	7,579	4,783	12,362	6,930	7,707	14,637	5,810	6,900	12,710
54	7,772	4,885	12,657	7,119	7,896	15,015	5,980	7,070	13,050
55	7,964	4,987	12,951	7,308	8,085	15,393	6,150	7,240	13,390

消費税込み 口径13mm（家事用）の場合

受益者負担金 2 市 1 町比較表（集合住宅以外）

平成 1

地積㎡	一宮市（190円/㎡）	尾西市	木曽川町（400円/㎡）
50	9,500	100,000	20,000
100	19,000	100,000	40,000
150	28,500	100,000	60,000
200	38,000	120,000	80,000
250	47,500	120,000	100,000
300	57,000	120,000	120,000
350	66,500	140,000	140,000
400	76,000	140,000	160,000
450	85,500	140,000	180,000
500	95,000	140,000	200,000
550	104,500	140,000	220,000
600	114,000	140,000	240,000
650	123,500	140,000	260,000
700	133,000	140,000	280,000
750	142,500	140,000	300,000
800	152,000	140,000	320,000
850	161,500	140,000	340,000
900	171,000	140,000	360,000
950	180,500	140,000	380,000
1,000	190,000	140,000	400,000

木曽川町のみ接続ますの設置工事費（約50,000円相当）が公費負担となっている。

先進事例

(1) 上水道事業

篠山市（篠山町、西紀町、丹南町、今田町） H11.4.1 新設合併

- (1) 水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山町の例による。
- (2) 水道給水区域については、現行のとおりとする。
- (3) 水道給水のかかる新規加入金等については、西紀町の例よりものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。
- (4) 開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。

西東京市（田無市、保谷市） H13.1.21 新設合併

上水道事業については、田無市と保谷市は東京都からの受水で、料金に差異がないため協定項目として取扱いをしていない。

潮来市（潮来町、牛堀町） H13.4.1 編入合併

加入負担金、使用料金については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降3年を目途に計画的に調整する。

さぬき市（津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町） H14.4.1 新設合併

- (1) 上水道会計は、合併時に統一を図る。
- (2) 料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。
- (3) 給水区域については、現行のとおりとする。
- (4) 負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。
- (5) 手数料については、竣工検査新設工事20mm以下1,500円、25mm以上3,000円、給水装置工事事業者指定10,000円、給水装置工事事業者指定変更1,000円、開始手数料20mm以下1,500円、25mm以上3,000円とする。
- (6) 上水道施設協力金については、メーター口径13mm80,000円20mm240,000円、25mm320,000円、30mm533,000円、40mm800,000円、50mm1,330,000円とする、なお、賃貸借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの56,000円、単身入居を対象としたもの48,000円とする。
- (7) 水道運営委員会については、新市において設置する。
- (8) 簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。
- (9) 簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。
- (10) 簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

静岡市（静岡市、清水市） H15.4.1 新設合併

上水道事業については、合併後、当分の間、現行のとおりとし、新市における水道事業計画を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとする。

(2) 下水道事業

篠山市

- (1) 下水道使用料については、篠山町の例による。
- (2) 生活排水処理事業にかかる受益者負担金については、次のとおり実施するものとする。
 - ア 都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。
 - イ 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。

西東京市

下水道事業については、平成12年度及び13年度に限り不均一とし、この間に料金統一の基本方針を定め、平成14年度より新料金を設定する。

潮来市

合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

さぬき市

- (1) 公共下水道の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。
- (2) 公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。
- (3) 下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。

静岡市

下水道事業については、合併後、当分の間、現行のとおりとし、新市における下水道事業計画を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとする。

建設小委員会の日程について

平成 15 年中に予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
2	10月15日(水)午後2時	
3	11月19日(水)午後2時	
4	12月18日(木)午前9時30分	一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F 第1会議室